

第21回 堺市中心市街地活性化協議会 議事録

1 開催年月日 平成31年2月1日（金）午後2時00分～2時35分

2 開催会場 ダイワロイネットホテル堺東 1階会議室

3 出席者

- (1) 協議会委員 17名（うち委任代理人出席者2名）
- (2) 協議会監事 2名
- (3) 協議会オブザーバー 3名（うち委任代理人出席者2名）

欠席者 : 山口委員・奥野委員・出原委員
委任代理人出席: 和田委員 → 脇田氏
松平委員 → 芥子氏

4 会議成立状況

事務局より、協議会規約第10条第4項に基づき委員の出席が過半数（20名中17名出席）となっているため、本協議会は成立しているとの報告があった。

5 議案

協議会規約第10条第3項に基づき会長が議長となり、以下の議事内容について協議を進めた。議事進行の冒頭に、2名の委員に議事録署名人をお願いした。

(1) 議案第1号について

- ・議案第1号「堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について」に関し、事務局が資料に基づき説明を行った。
- ・議案について議事進行の結果、異議等なしと認められ議案は承認された。

(2) 議案第2号について

- ・議案第2号「堺市中心市街地活性化基本計画の変更について」に関し、堺市都市再生部が資料に基づき説明を行った。

【質問】 今回の変更案については、国の支援メニューの名称変更等による形式的な変更にとどまるものということでしょうか？

【回答】 その通りでございます。

【意見】 形式的な名称の変更だけであれば、異論はありません。

- 堺市中心市街地活性化協議会会長から堺市長への「堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）に対する意見書」（案）が提案され、文言の一部抹消を行うこととした上で議事進行の結果、異議等なしと認められ議案は承認された。

6 報告事項

（1）報告事項第 1 号 について

- 報告事項第 1 号「堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程の一部改正について」に関し、事務局が資料に基づき説明を行った。

（2）報告事項第 2 号について

- 報告事項第 2 号「堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の指名について」に関し、事務局が資料に基づき説明を行った。

7 その他

（1） 中心市街地での事業について

- 「堺東駅南地区市街地再開発事業」「市民交流広場整備事業」「市民会館建替え事業」「大浜北町市有地活用事業」「大浜体育館建替え（武道館併設）事業」に関し、堺市都市再生部が資料に基づき説明を行った。
- 「博愛ビル活用事業」に関し、堺まちづくり株式会社が資料に基づき説明を行った。

以上にて協議会は閉会した。